

社会福祉全般

福祉事務所

福祉についての相談や生活保護の申請をしたい場合は、福祉事務所でその事務を行っています。生活保護の申請の順序は、町村の場合、役場をとおして各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室へ、市の場合は直接、市福祉事務所生活保護担当課へというのが普通ですが、町村の方でも急ぐ場合は直接各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室へいってもかまいません。また、各地域の民生委員に相談にいくといろいろな手続きなどを詳しく教えてくれます。

福祉事務所は、このほか身体障害者福祉や知的障害者福祉、児童福祉、介護保険、老人福祉、母子福祉について法律に定められた援護や育成及び更生の事務やいろいろな福祉の相談も行います。

なお、介護保険、老人福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉及び児童福祉に関する相談については、町村の場合は、各町村役場で行います。

福祉事務所一覧

福祉事務所名	所在地	電話	管轄
青森市福祉事務所	〒030-8555 青森市中央1-22-5	017(734)1111	青森市
弘前市福祉事務所	〒036-8551 弘前市上白銀町1-1	0172(35)1111	弘前市
八戸市福祉事務所	〒031-8686 八戸市内丸1-1-1	0178(43)2111	八戸市
黒石市福祉事務所	〒036-0396 黒石市市ノ町11-1	0172(52)2111	黒石市
五所川原市福祉事務所	〒037-8686 五所川原市岩木町12	0173(35)2111	五所川原市
十和田市福祉事務所	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	0176(23)5111	十和田市
三沢市福祉事務所	〒033-0011 三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター内	0176(51)8770	三沢市
むつ市福祉事務所	〒035-8686 むつ市中央1-8-1	0175(22)1111	むつ市
つがる市福祉事務所	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	0173(42)2111	つがる市
平川市福祉事務所	〒036-0104 平川市柏木町藤山16-1	0172(44)1111	平川市
東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室(東地方福祉事務所)	〒030-0801 青森市新町2-4-30	017(734)9950	東 郡
中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室(中南地方福祉事務所)	〒036-8345 弘前市蔵主町4	0172(35)1622	中郡・南郡・板柳町
三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室(三戸地方福祉事務所)	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7	0178(27)4435	三戸郡・おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室(西北地方福祉事務所)	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173(35)2156	西郡・北郡(板柳町を除く)
上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室(上北地方福祉事務所)	〒039-2594 上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176(62)2145	上北郡(おいらせ町を除く)
下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室(下北地方福祉事務所)	〒035-0073 むつ市中央1-1-8	0175(22)2296	下北郡

保 健 所

地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行います。

- ① 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること
- ② 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ③ 栄養の改善及び食品衛生に関すること
- ④ 住宅・水道・下水道・廃棄物の処理・清掃その他の環境の衛生に関すること
- ⑤ 医事及び薬事に関すること
- ⑥ 保健師に関すること
- ⑦ 公共医療事業の向上及び増進に関すること
- ⑧ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること
- ⑨ 歯科保健に関すること
- ⑩ 精神保健に関すること
- ⑪ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること
- ⑫ エイズ・結核・性病・伝染病・その他の疾病の予防に関すること
- ⑬ 衛生上の試験及び検査に関すること
- ⑭ その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること

保健所一覧

名 称	所 在 地	電 話	管 轄
東青地域県民局地域健康福祉部 保健総室（東地方保健所）	〒030-0911 青森市造道 三丁目25-1	017 (741) 8116	青森市（事務の部） 東郡
中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室（弘前保健所）	〒036-8188 弘前市大字 吉野町4-5	0172 (33) 8521	弘前市、平川市、 中部、南部、 板柳町
三八地域県民局地域健康福祉部 保健総室（八戸保健所）	〒039-1101 八戸市大字尻内町字 鴨田7	0178 (27) 3336	八戸市、三戸郡、 おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 保健総室（五所川原保健所）	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173 (34) 2108	五所川原市、つがる市、 西郡、北郡 （板柳町除く）
上北地域県民局地域健康福祉部 保健総室（上十三保健所）	〒034-0082 十和田市 西二番町10-15	0176 (23) 4261	十和田市、三沢市、 上北郡（おいらせ町 除く）
下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室（むつ保健所）	〒035-0084 むつ市大湊新町11-6	0175 (24) 1231	むつ市下北郡
青 森 市 保 健 所	〒030-0911 青森市造道三丁目25-1	017 (765) 5280	青森市（事務の一部） は東地方保健所

心配ごと相談所・ふれあい相談所

生活上などの心配ごとについて民生委員を中心とした相談員の方たちが、親身になって相談に応じ解決の方法について力を貸してくれます。気軽に相談に行ってください。

なお、相談は無料であり、県内の市町村社会福祉協議会（一部市町村を除く）にそれぞれ設置されています。（126頁に一覧掲載）

消費生活センター

消費者から寄せられる商品の品質や安全性、商品・サービスの契約上のトラブルなど消費生活に関する問題について、解決に必要な相談・助言を行っています。

消費生活センター一覧

名 称	所 在 地	相談受付時間	休 日	電 話
青 森 県 消費生活センター	〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階	平 日 9:00~18:00 土・日・祝10:00~16:00	年 末 年 始	017-722-3343
弘 前 相 談 室	〒036-8345 弘前市蔵主町4 県弘前合同庁舎内	9:00~17:00	土・日・祝 年 末 年 始	0172-36-4500
八 戸 相 談 室	〒039-1101 八戸市大字尻内町鴨田7 県八戸合同庁舎内	9:00~17:00	土・日・祝 年 末 年 始	0178-27-3381
む つ 相 談 室	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 県むつ合同庁舎内	9:00~17:00	土・日・祝 年 末 年 始	0175-22-7051
青 森 市 民 消費生活センター	〒030-8555 青森市中央1丁目22-5 青森市役所内	8:30~18:00	土・日・祝 年 末 年 始	017-722-2326
弘 前 市 市民生活センター	〒036-8182 弘前市土手町154-1 土手町分庁舎内	8:30~16:30	毎週月曜日 年 末 年 始	0172-34-3179
八 戸 市 消費生活センター	〒031-8686 八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁舎内	8:30~17:00	土・日・祝 年 末 年 始	0178-43-9216

法テラス青森(日本司法支援センター青森地方事務所)

多重債務や離婚など身近な法的問題でお困りの方や、犯罪の被害にあわれた方に、法制度や相談窓口など解決へのきっかけとなる情報をお知らせするほか、経済的に余裕のない方には無料で法律相談を行っています。

また、必要な場合は、裁判・調停費用や弁護士・司法書士費用の立替え（裁判等代理援助）も行います。なお、無料法律相談を受ける場合は、事前に予約が必要であり、予約の際に、資力（収入の状況、資産の有無等）を確認させていただきます。

また、法テラスホームページ（<http://www.houterasu.or.jp/>）でも、法制度情報の検索、電子メールでのお問い合わせを24時間受け付けていますので、是非ご利用ください。

●身近なトラブル 0570-078374

●犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714

以上、平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00

●無料法律相談予約 050-3383-5552

平日9:00~17:00

□連絡先 法テラス青森

〒030-0861 青森市長島1丁目3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2階

050(3383)5552

いのちの電話

深い苦しみや悩みをかかえながら、誰にも相談できず、孤独のうちにある人がたくさんいます。

いのちの電話は、そんな人の良き友人としてともに考え、その人が再び元気を出して生きていけるように、こころの支えになることを目的としています。

・相談電話 0172-33-7830 相談受付 毎日 12:00~21:00

・県民のための自殺予防フリーダイヤル 0120-063-556 毎月1日 12:00~21:00

犯罪被害者等支援相談窓口（総合相談）

犯罪の被害に遭われた方で、対応窓口が分からない方に、担当部署や関係機関・団体が行っている支援に関する情報をお知らせしています。

相談電話 017-735-3740（青森県環境生活部 県民生活文化課内）

受付時間 平日8:30~17:15（年末年始を除く）

あおり被害者支援センター

不慮の犯罪や事故に遭われた被害者とその家族は、身体的・経済的な被害に加え、心の傷（トラウマ）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）といった精神的被害に苦しみながらも、長い間、適切な支援を受けることなく、社会の中で孤立し、放置されてきました。そこで、「犯罪被害者等基本法」の成立を契機に被害者やその家族が抱える悩みの解決や心のケアについて支援するとともに、社会全体が被害者を総合的にサポートできる環境づくりに寄与しています。

相談電話 017-721-0783 正午から午後4時まで

相談受付 月～金曜日、毎月第3土曜日（年末・年始・祝日を除く。）

難病相談・支援センター

難病特別対策推進事業の難病相談・支援センター事業により、難病患者さんの療養上、生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会などとの交流促進、社会資源活用の支援、情報提供を行っています。

□連絡先 青森県難病相談・支援センター

〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野155 岩木憩の家（内）

・FAX 0172（62）5514

交通事故相談

突然、交通事故に遭うと慌ててしまいます。損害賠償の請求その他についてどうしたらよいか、とまどうのは当然です。損害賠償や示談の仕方等について、予備知識がないために悩んでいる方は、お気軽に県の交通事故相談所をご利用ください。

交通事故相談所では、「専門の相談員」が中立公正な立場から親身になって相談に当たっています。

また、遠隔地の相談者の便宜を図るため、県内5市で移動相談を実施（要予約）しています。

交通事故相談所のご案内

	相談場所	連絡先	相談日	相談時間
常設相談	青森県交通事故相談所 〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階	電話 017-734-9235 (FAX兼用)	月曜日～金曜日 (祝祭日、12月29日～ 1月3日除く)	8:30～17:15 ※面接相談は、 要予約
移動相談	移動相談は、相談者から希望があったとき、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市で実施（弘前市は、弘前市民生活センターで、他の4市は各市民相談室で実施）しています。 相談希望者は、交通事故相談所へ相談日時等の予約が必要です。			

警察安全相談

配偶者からの身体的暴力、ストーカー、振り込め詐欺等による犯罪被害に関する相談、近隣等とのめんどなど生活の安全等に関する相談について、警察本部及び各警察署の相談窓口で応じています。

警察本部 警察安全相談室 短縮 井9110 (全国共通)
直通 017-735-9110

各警察署 警察安全相談窓口 (総務課)

青森警察署	017-723-0110	板柳警察署	0172-73-3151
青森南警察署	0172-62-4021	黒石警察署	0172-52-2311
外ヶ浜警察署	0174-22-2211	(大鰐分庁舎)	0172-48-2241
大間警察署	0175-37-2211	八戸警察署	0178-43-4141
むつ警察署	0175-22-1321	三戸警察署	0179-22-1135
野辺地警察署	0175-64-2121	五戸警察署	0178-62-3241
弘前警察署	0172-32-0111	十和田警察署	0176-23-3195
鯉ヶ沢警察署	0173-72-2151	七戸警察署	0176-62-3101
つがる警察署	0173-42-3150	三沢警察署	0176-53-3145
五所川原警察署	0173-35-2141		
(金木分庁舎)	0173-53-2117		

医師会医療相談

医療に関する「苦情・相談窓口」

医療相談員が直接ご相談をお受けします。

○ 受付日時

月～金曜日 午後1時～4時まで

※土・日曜日及び祝祭日・年末年始は、休みとさせていただきます。

電話・ファックス・メールでのご相談もお受けします。

○ 電話 017 (723) 1911 (上記受付日時)

○ ファックス 017 (773) 5002

○ メール sodan@aomori.med.or.jp

日本年金機構・全国健康保険協会

厚生年金保険、国民年金及び船員保険に関するご質問・ご相談は下記の日本年金機構の県内各年金事務所へお問い合わせください。

全国健康保険協会発行の保険証をお持ちの方の健康保険給付、健診関係については全国健康保険協会青森支部へお問い合わせください。

名 称	〒 住 所	電 話 F A X
日本年金機構 青森年金事務所	〒030-8554 青森市中央一丁目22-8 青森第一生命ビルディング1~2階	TEL 017(734)7499 FAX 017(773)3529
日本年金機構 八戸年金事務所	〒031-8567 八戸市城下四丁目10-20	TEL 0178(43)7369 FAX 0178(45)9329
日本年金機構 弘前年金事務所	〒036-8538 弘前市外崎五丁目2-6	TEL 0172(27)1337 FAX 0172(27)0029
日本年金機構 むつ年金事務所	〒035-0071 むつ市小川町二丁目7-30	TEL 0175(22)2278 FAX 0175(23)4429
全国健康保険協会 青森支部	〒030-8552 青森市長島二丁目25-3 ニッセイ青森センタービル8階	TEL 017(721)2799 FAX 017(721)2668

国民年金・生活保護

国民年金

国民年金は年をとったり、病気やケガで障害者になったり、あるいは一家の中心者が亡くなって母子家庭になったときなどに、年金を支給して生活の安定を図る目的で作られた制度で、昭和34年11月から無拠出制の福祉年金の支給が始まり、昭和36年4月から制度の中心となる拠出制が実施されてきましたが、昭和61年4月からは本格的な高齢化社会の到来にそなえて、全ての人が国民年金に加入し、共通の基礎年金を受ける制度に大きく改正されました。

改正された新しい国民年金の基礎年金の対象となる人は、原則として大正15年4月2日以降に生れた人で、それ以前に生れた人については従来の制度が適用されます。

拠出制国民年金

◎ 加入する方

20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金に加入することになりますが、次の3種類に区分されています。

- ・第1号被保険者

農林漁業、商業などの自営業や学生で日本国内に住所を有する方です。国民年金の保険料は、ご自身で納めなければなりません。

・第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員(原則として65歳未満)の方です。国民年金の保険料は、加入している厚生年金保険や共済組合が負担しますのでご自身で納める必要はありません。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方です。国民年金の保険料は、配偶者の加入している厚生年金保険や共済組合が負担しますのでご自身で納める必要はありません。

また、他の制度から老齢(退職)年金を受けることができる方、60歳以上65歳未満の方、あるいは外国に住んでいる20歳以上60歳未満の日本人などは希望すれば任意加入できます。なお、任意加入した方はご自身で保険料を納めなければなりません。

◎ 保険料

平成22年度の保険料は1カ月15,100円です。日本年金機構から送られてくる国民年金保険料の納付書により納付する方法のほか、お得で便利な口座振替やクレジットカードにより納付する方法などもありますのでぜひご検討ください。

第1号被保険者であって障害基礎年金を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方などは保険料を免除される制度もあります。また、経済的な理由で保険料の納付が困難な方は、本人、配偶者、世帯主の所得の額に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1を免除する制度や30歳未満の方を対象とした若年者納付猶予制度があります。さらに、学生に対しては学生納付特例制度があり、届出(申請)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできるようになっています。免除、納付猶予、学生納付特例制度は、年金事務所及び市町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

◎ 諸手続き

第1号被保険者が加入するとき、加入してから住所や氏名が変わったときはもちろんのこと、被保険者の資格の種別が変わったとき、資格を喪失したとき、さらには年金を受けることができる状態になったときは、それぞれの市町村の国民年金担当窓口で必要な手続きをしてください。なお、第3号被保険者にかかる届出は、配偶者である第2号被保険者を雇用する事業主等経由で届出をします。

◎ 老齢基礎年金

原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が65歳から受けることができます。

平成22年度の年金額は20歳から60歳までの加入期間が全て保険料納付済の場合、年額792,100円です。

◎ 障害基礎年金

保険料納付済期間(国民年金第2号、第3号被保険者期間を含む)と保険料免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あるか、初診日の2カ月前までの1年間に保険料の未納期間のない方が国民年金に加入中の病気やケガで国民年金施行令別表(以下、令別表と略)に定める程度の障害の状態になったとき、あるいは資格喪失後60歳から65歳になるまでの間(繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けていない方)の病気やケガによって令別表に定める障害の状態になったときに受けられます。

平成22年度の年金額は令別表の1級に該当する場合990,100円、令別表の2級に該当する場合792,100

円、さらに受給者に18歳に到達した年度末までの子供または20歳未満で令別表に定める程度の障害の状態にある子供がいる場合には2人目までそれぞれ227,900円、3人目から75,900円の加算がされることになっています。

なお、20歳になる前の病気やケガで令別表に定める障害の状態になったときも、20歳から障害基礎年金を受けることができます。この場合、ご本人の前年の所得額によって支給停止される場合があります。

◎ 遺族基礎年金

国民年金に加入者が死亡したときに、死亡した者の保険料納付済期間（国民年金第2号、第3号被保険者期間を含む）と保険料免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あるか、死亡日の2カ月前までの1年間に保険料の未納期間がないときに、死亡した者により生計を維持されていた18歳に到達した年度末までの子（または20歳未満で令別表に定める程度の障害の状態にある子）のある妻や、18歳に到達した年度末までの子（または20歳未満で令別表に定める障害の状態にある子）が受けることができます。

平成22年度の年金額は792,100円で、子の加算額は2人目までそれぞれ227,900円、3人目から75,900円の加算がされることになっています。

◎ 寡婦年金

国民年金第1号被保険者として保険料を納付した期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある夫が年金を受けることなく亡くなったとき、その妻が10年以上の婚姻期間を有する場合、夫の受ける予定の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の4分の3の額を60歳から65歳になるまでの間受けることができます。

◎ 死亡一時金

国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた方が年金を受けることなく亡くなったときに、亡くなった方と生計をともにしていた二親等以内の遺族が受けることができます。

平成22年度の死亡一時金の額は保険料を納めた期間に応じて12万円から32万円となっています。

無拠出制福祉年金

福祉年金は全額国の負担によって支給される年金であるため、恩給や他の年金を受けているときや、本人、配偶者、扶養義務者にある程度の所得があるときは支給されない場合があります。

◎ 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方が、70歳になったときに支給されます。（障害の状態にある方は満65歳から支給されます。）

平成22年度の年金額は405,800円で、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が4,669,000円以上（扶養親族が5人の場合）のときは、315,300円になります。

生活保護

国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行って、最低限度の生活（健康で文化的な生活）を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。

保護の種類

生活扶助	衣食・光熱費等の日常生活の経費をまかなうための扶助
教育扶助	小・中学校に通う児童の教材費・学用品費等の経費をまかなうための扶助
住宅扶助	家賃・地代及び住宅の補修にかかる経費をまかなうための扶助
医療扶助	病気の治療や、治療材料（めがね・コルセット等）の作成等に要する経費をまかなうための扶助
介護扶助	施設入所、訪問介護や通所介護等の介護サービスを受けるための経費をまかなうための扶助
出産扶助	妊婦が出産するための経費をまかなうための扶助
生業扶助	病気療養や学校卒業後新たに就職をするにあたり必要な経費や仕事につくための技能習得にかかる経費及び高校の入学や修学するために要する経費をまかなうための扶助
葬祭扶助	葬祭を行うための経費をまかなうための扶助

保護の方法は居宅が原則ですが、居宅では保護の目的が達成できないときは、施設（救護施設など）に入所させて保護を行います。

生活保護を受けたい方は、福祉事務所又は町村役場に相談して下さい。また、地域の民生委員も相談に応じています。

貸付

生活福祉資金

低所得者、障害者及び高齢者世帯を対象として、資金の貸付けとそれに伴う必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活を継続して営めるように支援する貸付制度です。

詳しいことは、居住している地区の担当民生委員または市町村社会福祉協議会にご相談下さい。

資金の対象者

この資金を利用できる世帯は、次のいずれかに該当し、他からの資金の借入れが困難な場合で審査の結果、償還が可能で世帯の自立が見込める世帯です。

低所得者世帯	障害者世帯	高齢者世帯
資金の貸付けに併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自立できると認められる世帯。一応の目安として世帯の年間所得が生活保護基準の1.7倍程度。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯。	65歳以上の高齢者が属する世帯。

※障害者世帯、高齢者世帯については、借受ける資金がその世帯の障害者・高齢者のために利用される場合に適用されます。

総合支援資金

- ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ② 借入申込者の本人確認が可能であること。
- ③ 現に住居を有している、又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い住居の確保が確実に見込まれること。
- ④ 社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
- ⑤ 社会福祉協議会が貸付け及び支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
- ⑥ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

不動産担保型生活資金

- ① 借入申込者が単独で所有している居住用不動産に居住している世帯であること。（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）
- ② 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ③ 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- ④ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ⑤ 借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※この資金は福祉事務所において生活保護の申請をしている方が対象となります。

- ① 借入申込者が単独で概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産を所有していること。（借入申込者の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）
- ② 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ③ 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること。
- ④ この資金を利用しなければ、生活保護の受給が必要となる要保護世帯であると保護の実施期間が認められた世帯であること。

表 1 福祉費対象経費の上限目安額

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	同上	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230万円	同上	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230万円	同上	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年

※ 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、要綱第5の2（1）及び第6の1表中に規定する範囲内（上限額580万円以内、据置期間6月以内、償還期間20年以内）で貸付可能。

生活福祉資金貸付条件等一覧【平成21年10月1日】

資 金 の 種 類

総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

貸 付 条 件

貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
40万円以内	貸付けの日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内			
60万円以内				
580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定（103頁表1参照）	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 8月以内	無利子	不要
<高校>月3.5万円以内 <高専>月 6万円以内 <短大>月 6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内 償還期間は制度運用上 <高校>8年 <高専>10年 <短大>10年 <大学>15年 としています。	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
50万円以内				
<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。 	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 				不要

たすけあい資金

とりあえず少額のお金が必要になったとき、社会福祉協議会の「たすけあい資金」制度があります。貸出限度額は各市町村社会福祉協議会によって異なりますが、3万円から10万円以内が多いようです。ほとんど無利子で利用されておりますが、詳しくは地元の社会福祉協議会（126頁に一覧掲載）にお問い合わせ下さい。

健康保険高額医療費・出産費貸付制度

高額な医療費の支払に無利子で貸付

全国健康保険協会管掌健康保険に加入している方（または、その被扶養者の方）が、病気やケガのために医療機関で治療されたときは、窓口で医療費の一部（自己負担額）を支払います。

1カ月の自己負担額が限度額を超えた場合は、全国健康保険協会に申請することによって「高額療養費」が支給されますが、支払までに一定の期間がかかります。

高額療養費の支給を受けるまでの間、家計の負担を軽減するために高額療養費支給見込額の8割相当額（100円未満切捨て）を無利子で貸付します。また、医療機関への支払額を自己負担限度額までに行ける「健康保険限度額適用認定証」の発行も行っていますので、ぜひご利用ください。

※ 対象者

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（その被扶養者）の方で、高額療養費が支給される見込みのある方

出産にかかる費用の一部を無利子で貸付

全国健康保険協会管掌健康保険に加入している方（または、その被扶養者の方）が、医療機関等でお産されたときは、窓口でその費用を支払います。

その後、全国健康保険協会に申請することによって「出産育児一時金」が支給されますが、支払までに一定の期間がかかります。

出産育児一時金の支給を受けるまでの間、家計の負担を軽減するために1万円単位（貸付限度額33万円）を無利子で貸付します。また、出産した医療機関からの請求に基づき、医療機関に対して、直接全国健康保険協会が出産費相当額をお支払いする直接支払制度もありますので、どうぞご利用ください。

出産費相当額について

- ① 出産費用が給付額を超える場合は、給付額の全額を医療機関等へ支払います。
（給付額を超えた出産費用は、加入者が医療機関等の窓口でお支払いいただきます。）
- ② 出産費用が給付額を下回る場合は、出産費用相当額を医療機関等へ、残額を加入者へ支払います。

※ 対象者

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（その被扶養者）の方で、

- ① 出産予定日まで1ヶ月以内の方
- ② 妊娠4ヶ月以上で医療機関等に一時的な支払が必要となった方（貸付のみ）

□連絡先

全国健康保険協会青森支部

〒030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8F

017 (721) 2799(代)

福祉有償・過疎地運送

要介護者等の有償移送については、一定の条件により事業許可を受けて運行しています。

介護保険事業と一体的に提供されるサービスや会員向けのサービスなど利用内容や料金等は、それぞれ制限や特徴があります。詳しくは、許可された各事業所等へご確認ください。

(道路運送法第4条及び第78条関係)

介護等輸送の許可を受けている事業者一覧

(平成22年4月1日現在)

	市町村	事業所名	郵便番号	住所	電話番号
1	青森市	社会福祉法人桐栄会	038-1342	青森市浪岡樽沢字村元330-7	017-762-1212
2		社会福祉法人諏訪ノ森会	030-0933	青森市諏訪沢字丸山72	017-726-3855
3		社団法人慈恵会	038-0021	青森市安田近野145-13	017-782-8500
4	弘前市	社会福祉法人オリーブ会	036-8271	弘前市鷹匠町16-1	0172-39-2200
5		社会福祉法人桃仁会	036-8093	弘前市城東中央4丁目1-4	0172-28-0054
6		社会福祉法人津軽富士見会	036-8266	弘前市自由ヶ丘5丁目5-3	0172-88-1431
7		社会福祉法人弘前愛成園	036-8154	弘前市大字豊原1丁目1-3	0172-33-1182
8		社会福祉法人抱民舎	036-1312	弘前市大字高屋字安田735-3	0172-82-6060
9		社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	036-8063	弘前市大字宮園2丁目8-1	0172-33-1161
10	八戸市	社会福祉法人豊寿会	031-0814	八戸市妙字分枝27-1	0178-25-2111
11		社会福祉法人親泉会	031-0023	八戸市是川字権館平30-22	0178-96-1339
12		社会福祉法人東幸会	031-0833	八戸市大久保字生平44-77	0178-35-2002
13		社会福祉法人やすらぎ会	031-0815	八戸市松館字田の平19-1	0178-25-2277
14		社会福祉法人秋葉会	039-1161	八戸市河原木字八太郎山3-138	0176-56-2111
15		社会福祉法人同伸会	031-0833	八戸市大久保字大山32-1	0178-25-0101
16		社会福祉法人さつき会	031-0023	八戸市是川2-15-1	0178-96-4082
17		八戸医療生活協同組合	031-0004	八戸市南瀬家1-16-1	0178-71-3456
18		特定非営利法人花さき村	031-0802	八戸市小中野5丁目1-24号	0178-46-1104
19	社会福祉法人寿栄会	039-2241	八戸市大字市川町字夏秋4	0178-52-5151	

	市町村	事業所名	郵便番号	住所	電話番号
20		特定非営利法人アライブパル	031-0804	八戸市青葉2丁目16-13	0178-72-4557
21		社会福祉法人ぶさん会	039-1166	八戸市大字根城9-23-18	0178-22-8011
22	黒石市	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	036-0306	黒石市内町61-1	0172-52-2411
23		社会福祉法人報徳会	036-0537	黒石市赤坂字池田136	0172-53-3325
24		社会福祉法人和洋会	036-0366	黒石市浦町1-82	0172-52-3733
25	黒石市	社会福祉法人御幸会	036-0306	黒石市大字内町21-3	0172-52-3389
26	五所川原市	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	037-0033	五所川原市鎌谷町502-5	0173-34-3494
27		特定非営利法人ごしょがわら恵鈴会	037-0044	五所川原市元町11-6	0173-35-1767
28		社会福祉法人青森民友厚生振興団	037-0011	五所川原市金山字盛山42-8	0173-35-4215
29		社会福祉法人拓心会	037-0012	五所川原市水野尾字懸樋222-3	0173-38-3001
30		社会福祉法人蜂寿会	037-0202	五所川原市金木町芦野200-301	0173-53-3292
31		社会福祉法人白生会	037-0067	五所川原市字敷島町1-3	0173-38-3382
32		特定非営利法人笑楽生	037-0201	五所川原市金木町川倉字田野24	
33		社会福祉法人若菜会	037-0631	五所川原市前田野目字長峰112-2	0173-29-3533
34	十和田市	社会福祉法人十和田湖会	034-0301	十和田市奥瀬字下川目2-9	0176-72-2790
35		社会福祉法人八甲田会	034-0041	十和田市相坂字高清水78-232	0176-23-5500
36		社会福祉法人福祉の里	034-0061	十和田市切田字横道100-22	0176-20-1850
37		医療法人仁泉会	034-0301	十和田市奥瀬字中平155	0176-70-3113
38		特定非営利活動法人 おいらせサポートハウスKの家	034-0303	十和田市豊量字焼山64-227	0176-74-1332
39		特定非営利活動法人生きがい十和田	034-0021	十和田市東二十三番町29-6	0176-24-2777
40		社会福祉法人みやぎ会	031-0073	八戸市売市字観音下3-2	0178-71-2270
41	三沢市	社会福祉法人楽晴会	033-0041	三沢市大町2丁目6-27	0176-53-3550
42		社会福祉法人常光会	033-0011	三沢市六川目6丁目28-6	0176-59-3601
43	むつ市	社会福祉法人桜木会	035-0094	むつ市桜木町13-1	0175-29-1243
44		社会福祉法人三恵会	039-4401	むつ市大畑町大赤川29-4	0175-34-3297
45	つがる市	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	038-3138	つがる市木造若緑52	0173-42-4886
46		特定非営利法人あいうえおの会	038-3164	つがる市木造柴田弥生田2-1	0173-42-7553
47	平川市	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	036-0104	平川市柏木町藤山16-1	0172-44-5907
48		社会福祉法人緑風会	036-0141	平川市沖館和田84	0172-44-7588
49		社会福祉法人和洋会	036-0146	平川市大坊前田137-2	0172-52-3733
50	平内町	社会福祉法人徳寿福祉会	039-3321	東津軽郡平内町小湊字前港53-8	017-758-1030

	市町村	事業所名	郵便番号	住所	電話番号
51		社会福祉法人宏仁会	039-3321	東津軽郡平内町小湊字薬師堂63-23	017-755-5531
52	今別町	社会福祉法人今別町社会福祉協議会	030-1502	東津軽郡今別町今別字中沢165-12	0174-35-3081
53	蓬田村	社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会	030-1202	東津軽郡蓬田村瀬辺地山田35-84	0174-27-2828
54		社会福祉法人蓬生会	030-1203	東津軽郡蓬田村郷沢沢田397	0174-27-3445
55	外ヶ浜町	社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	030-1412	東津軽郡外ヶ浜町平館字野田鳴川208-1	0174-25-2780
56		社会福祉法人あじさい会	030-1733	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町8	0174-31-7000
57	鯨ヶ沢町	社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会	038-2761	西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸字後屋敷9-4	0173-82-1602
58		社会福祉法人つくし会	038-2701	西津軽郡鯨ヶ沢町大字北浮田町 字今須87-1	0173-72-7111
59	深浦町	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	038-2324	西津軽郡深浦町深浦字中沢34-1	0173-74-3111
60		社会福祉法人はくしん会	038-2202	西津軽郡深浦町岩崎字松原57	0173-77-2020
61		社会福祉法人愛児福祉会	038-2503	西津軽郡深浦町関字析沢84-9	0173-76-2039
62	藤崎町	社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会	038-1214	南津軽郡藤崎町常盤字富田70-1	0172-65-2056
63	大鰐町	社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	038-0212	南津軽郡大鰐町蔵館字川原田37-6	0172-47-5151
64		社会福祉法人北光会	038-0211	南津軽郡大鰐町大鰐字菟頭9-2	0172-47-5036
65	田舎館村	社会福祉法人田舎館村社会福祉協議会	038-1122	南津軽郡田舎館村八反田字古舘206-1	0172-43-8111
66	板柳町	社会福祉法人鶴住会	038-3681	北津軽郡板柳町大字野中字鶴住102-2	0172-73-5511
67		社会福祉法人板柳町社会福祉協議会	038-3661	北津軽郡板柳町大字福野田字実田11-7 公民館内	0172-73-2111
68	鶴田町	社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	038-3503	北津軽郡鶴田町鶴田字沖津193	0173-22-3394
69	中泊町	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	037-0305	北津軽郡中泊町中里字宝森1-2	0173-57-4841
70		社会福祉法人幸友会	037-0318	北津軽郡中泊町田茂木字若宮1933	0173-58-3001
71		特定非営利法人笑楽生	037-0201	五所川原市金木町川倉字田野24	
72		有限会社修清	037-0305	北津軽郡中泊町中里字宝森291-3	0173-69-1192
73	野辺地町	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会	039-3164	上北郡野辺地町前田1-7	0175-64-0401
74		社会福祉法人愛の園	039-3164	上北郡野辺地町前田23-1	0175-64-5135
75		社会福祉法人福祉の里	039-3129	上北郡野辺地町餅栗川原4	0175-65-2340
76		特定非営利法人エーデルの里	039-3111	上北郡野辺地町石神裏6-2	0175-64-6863
77	七戸町	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	039-2505	上北郡七戸町字立野頭139-1	0176-62-3628
78		特定非営利活動法人クオレ七戸	039-2526	上北郡七戸町字上町野96番地	0172-52-6200
79		ケアサポートゆう	039-2701	上北郡七戸町字道の上118-1	0176-68-4780
80	六戸町	社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	039-2371	上北郡六戸町大落瀬字柴山3-9	0176-55-2943

	市町村	事業所名	郵便番号	住所	電話番号
81	横浜町	社会福祉法人横浜町社会福祉協議会	039-4141	上北郡横浜町字三保野57-8	0175-78-2067
82	東北町	社会福祉法人東北町社会福祉協議会	039-2661	上北郡東北町字上笹橋45-10	0176-56-5552
83		特定非営利活動法人 サポートライフR.N.ハート	039-2652	上北郡東北町字ほとけ沢5-49	0175-63-3306
84	六ヶ所村	社会福祉法人松緑福祉会	039-3211	上北郡六ヶ所村出戸字棚沢130-23	0175-72-3886
85	おいらせ町	社会福祉法人誠友会	039-2151	上北郡おいらせ町字向山2-1263	0178-56-4131
86		医療法人仁泉会	039-2151	上北郡おいらせ町字向山2592-7	0178-56-4888
87	おいらせ町	社会福祉法人おいらせ町 社会福祉協議会	039-2222	上北郡おいらせ町字下前田158-1	0178-52-7066
88		社会福祉法人奥入瀬会	039-2233	上北郡おいらせ町字沼端370-1	0178-50-1055
89	大間町	社会福祉法人大間町社会福祉協議会	039-4601	下北郡大間町大間字寺道16	0175-37-4558
90	佐井村	社会福祉法人佐井村社会福祉協議会	039-4711	下北郡佐井村佐井字大佐井川目39-12	0175-38-4181
91	三戸町	社会福祉法人三戸町社会福祉協議会	039-0132	三戸郡三戸町在府字小路町17	0179-22-0262
92	五戸町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	039-1511	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ36	0178-62-2547
93	田子町	社会福祉法人田子町社会福祉協議会	039-0201	三戸郡田子町田子字前田2-1	0179-32-4045
94	南部町	社会福祉法人南部町社会福祉協議会	039-0105	三戸郡南部町沖田面字千刈45	0179-34-3353
95		社会福祉法人清慈会	039-0502	三戸郡南部町下名久井字高森57-7	0178-76-2662
96		社会福祉法人長老会	039-0814	三戸郡南部町花渡東あかみ5-125	0178-84-3131
97		特定非営利活動法人福地ガーリック	039-0814	三戸郡南部町花渡下下窪12-67	0178-60-1788
98	新郷村	医療法人仁泉会	039-1801	三戸郡新郷村戸来字金ヶ沢森ノ下24	0178-78-3181
99		社会福祉法人新郷村社会福祉協議会	039-1801	三戸郡新郷村戸来字金ヶ沢坂ノ下17-1 総合福祉センター内	0178-78-3456

ボランティア

青森県ボランティア・市民活動センター

県ボランティア・市民活動センターでは、県民のボランティア活動への積極的な参加を促進し、さまざまなボランティア団体やNPOを含めた市民活動、企業の社会貢献活動等が積極的に展開されることを目的に次の事業を行います。なお、各市町村においては、各市町村社会福祉協議会（126頁に一覧掲載）がボランティアセンターとしての機能を持ち活動しています。

- ① ボランティア・市民活動に関する情報提供と啓発（ブログの開設、情報紙「わ」の発行）

- ② ボランティア・市民活動団体の運営を円滑にする相談支援
- ③ ボランティア活動ルーム及び活動機器等の貸出し
- ④ ボランティアコーディネーターの養成研修
- ⑤ 災害ボランティアコーディネーターの養成研修
- ⑥ 義務教員免許志願者の介護等体験事業
- ⑦ 地域の対応力を高める住民を対象とした福祉教育推進事業
- ⑧ 高校生または社会人を対象とした福祉活動体験事業
- ⑨ 企業・労働組合等による社会貢献（CSR）活動の促進・支援
- ⑩ ボランティア・市民活動中間支援・団体とのネットワーク
- ⑪ 県民からの金品等の寄付受入れ及び払出し（青森県善意銀行）
- ⑫ ボランティア活動保険の加入促進費助成（ボランティア保険）
- ⑬ 災害ボランティア情報の提供（ホームページ）（青森県防災ボランティア情報センター）

□連絡先 〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 017 (777) 9301 FAX 017 (722) 2739

ホームページアドレス <http://www.aosyakyo.or.jp>

専用ブログ <http://aosyakyo.blog52.fc2.com/>



当センターのブログは携帯でも見れます。

青森県善意銀行

昭和38年より、住民の善意（金銭・物品・技術・食品など）を預託し、必要とする人や団体・施設等に結びつけ、お預かりした善意を地域の社会福祉に払い出すという、銀行に類似するものです。

青森県福祉救援ボランティア活動本部

災害時に迅速かつスムーズに活動者の受け入れを行い、ニーズに即した活動を展開できるように青森県防災ボランティア情報センター（県民生活文化課）へ出向し、市町村社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体との連携を図り、情報提供と支援業務に取り組む。

ボランティア活動保険

昭和52年から、全国社会福祉協議会が窓口となり、社会福祉協議会および同ボランティア・市民活動センターなどに登録されている団体等が日本国内におけるボランティア活動中に事故にあったり、第三者にケガを負わせたり、不注意で器物を破損してしまった場合に、その費用を補償する保険制度です。

補償内容

	保険金の種類	補償内容	加入プラン・補償金額	
			Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。(注1)	1,418万円	2,000万円
	後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。(注1)	1,418万円 (限度額)	2,000万円 (限度額)
	入院保険金日額	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。	7,000円	11,000円
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。		
	通院保険金日額	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。(注2)	4,500円	7,000円
賠償責任の償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には、日本興亜損保の承認を必要とします。)(注3)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)
年間保険料		基本タイプ	A 280円	B 420円
		天災タイプ(注4) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	天災A 490円	天災B 720円

※ケガの補償の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや病気の影響によりケガの程度が重くなったり治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金をお支払いします。

(注1) 死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額を限度とします。

(注2) 次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

- ・回復程度を確認するための通院
- ・薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
- ・ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

(注3) 人格権の侵害により、法律上の賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

(注4) 天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、天災に起因する賠償責任の事故については補償の対象になりません

福祉サービス利用者支援

青森県運営適正化委員会(福祉サービス相談センター)

青森県運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の適正な運営を確保すること、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、青森県社会福祉協議会に設置されています。委員会は二つの部会があり、それぞれの役割は以下のとおりです。

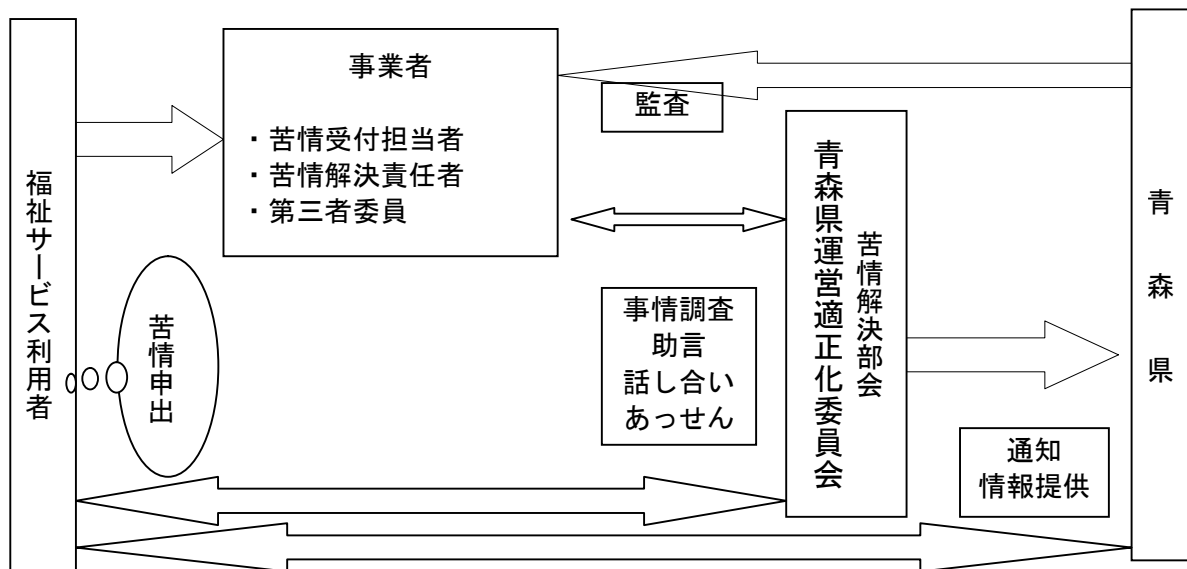
運営監視部会

福祉サービス利用援助事業の実施主体である県社協やその委託先である基幹的社協(青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市)に対する必要な助言、勧告等を行います。

苦情解決部会

福祉サービスに関する苦情を解決するための相談助言、調査及びあっせんを行います。
また、虐待等のおそれがある場合は青森県知事へ通知を行います。

福祉サービスの苦情解決体制の流れ



対象とする福祉サービスの範囲

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービスで、処遇の内容に関するもの、利用契約の締結、履行又は解除に関するものです。

◎ サービスの内容や方法についての苦情
食事の内容や時間帯、介助の方法や言動、生活上(時間など)の自由度 等

◎ 利用契約(とりきめ)についての苦情
とりきめと異なるサービス内容、費用をめぐる問題、その他契約違反と思われること 等

□連絡先 青森県運営適正化委員会(福祉サービス相談センター)

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

017(731)3039 FAX 017(731)3098

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価は、事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、当事者の経営や組織マネジメントの力などを評価するものです。

評価結果から、個々の事業者が事業運営の置ける具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結びつけ、同時に、評価結果を公表することで、利用者等の適切な福祉サービス選択に資するための情報提供を行うものです。

推進組織（都道府県に1カ所設置）

名 称	青森県福祉サービス第三者評価推進委員会
設 立 年 月 日	平成17年4月1日
所 在 地	〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階
T E L ・ F A X	(委員会事務局) TEL 017-732-1570 / FAX 017-723-1394
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価機関の認証を行います。 ② 評価調査養成研修を実施し、評価調査者の育成を行います。 ③ 評価基準、評価手法について検討、策定、見直しを行います。 ④ 評価結果を公表します。 ⑤ 第三者評価事業に関する普及・啓発活動や相談・苦情への対応を行います。

評価機関（平成22年度～平成24年度、平成22年9月1日現在）

名 称	福祉サポートサービス	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
所 在 地	〒030-0852 青森市青柳一丁目8番28号	〒036-0104 平川市柏木町藤山16番地1号
TEL・FAX	TEL 017-718-3497 / FAX 017-718-3497	TEL 0172-44-5937 / FAX 0172-44-4574
U R L	http://fukusi-support.com/	http://www.hirasyakyo.org/

名 称	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 評価機関	社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会
所 在 地	〒036-8063 弘前市宮園2丁目8-1	〒039-1166 八戸市根城8丁目8-155
TEL・FAX	TEL 0172-33-1161 / FAX 0172-33-1163	TEL 0178-47-2940 / FAX 0178-47-1881
U R L		http://www.hachinohe-shakyo.or.jp/outline/

名 称	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	社団法人 青森県社会福祉士会
所 在 地	〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階	〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ5階
TEL・FAX	TEL 017-723-1391 / FAX 017-723-1394	TEL 017-723-2560 / FAX 017-731-2007
U R L	http://www.aosyakyo.or.jp	http://homepage2.nifty.com/aacsw/

名 称	第三者評価機関 すずかけ	福祉サービス第三者評価事業の情報や評価結果は下記のホームページで公開されています。
所 在 地	〒038-0032 青森市里見二丁目13番1号	福祉サービス情報ネット (http://www.aohyouka.jp/)
TEL・FAX	TEL 017-761-1111 / FAX 017-761-31112	ワムネット (http://www.wam.go.jp/)
U R L	—	

日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

認知症や障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを、利用者との契約に基づいて行います。

サービス内容

- ① 福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスについての相談と助言、情報提供、利用手続き
 - ・福祉サービスや「苦情解決制度」を利用する時の手続き
- ② 日常的な金銭管理サービス
 - ・福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、生活費等を支払う手続き
 - ・預貯金の払い戻し、解約、預け入れの手続き
 - ・各種年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- ③ 書類等の預かりサービス
 - ・預貯金通帳・証書など大切な書類を保管します。

サービス利用料

- ① 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスの利用料
1回（概ね1時間程度）：1,500円
- ② 金融機関の貸金庫を利用した書類等の預かりサービスの利用料
1月：500円

※ 生活保護受給世帯は①については無料、②については有料となります。

事業の実施主体

青森県地域福祉権利擁護センター あっぷるハート

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

017 (721) 1362 / F A X 017 (721) 1363

サービス利用の相談窓口

基幹的社会福祉協議会一覧

社協名(愛称)	住 所	電話番号	管内市町村
青森市社会福祉協議会 あっぷるハート あおもり	青森市本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター	(017) 723-1340	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、 蓬田村
弘前市社会福祉協議会 あっぷるハート ひろさき	弘前市宮園2丁目8-1 弘前市社会福祉センター	(0172) (直)31-3835 (代)33-1161	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
八戸市社会福祉協議会 あっぷるハート はちのへ	八戸市根城8丁目8-155 八戸市総合福祉会館	(0178) (直)44-1121 (代)47-2940	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村
五所川原市社会福祉協議会 あっぷるハート ごしょがわら	五所川原市鎌谷町502-5	(0173) 34-3494	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、 深浦町、中泊町、鶴田町
十和田市社会福祉協議会 あっぷるハート とわだ	十和田市西十三番町2-25 十和田市総合福祉センター	(0176) (直)21-2328 (代)23-2992	十和田市、野辺地町、七戸町、東北町
三沢市社会福祉協議会 あっぷるハート みさわ	三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター	(0176) 53-3422	三沢市、六戸町、横浜町、六ヶ所村
むつ市社会福祉協議会 あっぷるハート むつ	むつ市金谷1丁目1-1	(0175) 23-5093	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村
つがる市社会福祉協議会 あっぷるハート つがる	つがる市木造若緑52番地 つがる市木造福祉センター 「かっこうの館」	(0173) 42-4886	つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町
平川市社会福祉協議会 あっぷるハート ひらかわ	平川市柏木町藤山16-1 平川市健康センター内	(0172) 44-5937	平川市、黒石市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村

上記のほか、各市町村社会福祉協議会（126頁に一覧記載）で相談に対応しています。

なお、相談及び支援計画の作成は無料です。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などの差や施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議が必要であっても、自分でこれらのことを行うのは難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断できずに契約を結び、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

- ・法テラス（日本司法支援センター） 電話：0570-078374（コールセンター）
- ・各市町村の地域包括支援センター（障害者の窓口は各市町村）
- ・全国の弁護士会
- ・全国の司法書士会（社団法人成年後見センター・リーガルサポート）
- ・日本社会福祉会および各地の「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」

・全国の社会福祉協議会

地域福祉を推進する運動

赤い羽根共同募金

共同募金は、昭和22年から開始された民間社会福祉事業に必要な資金を確保するための募金です。

共同募金がほかのいろいろな募金と異なるところは、「社会福祉法」という法律で定められた計画募金であり、寄附金の募集、管理、配分を一元的に行うところにあります。

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、10月1日から開始され、共同募金の一環として12月に実施する地域歳末たすけあい募金やNHK歳末たすけあい義援金を含め12月31日までの3か月間行われます。また、期間外の寄附金や用途を指定した寄附金についても取扱っています。

これらの寄附金は、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉団体や援護を必要とする人々に配分されています。

なお、共同募金の組織は、県単位として青森県共同募金会があり、各市町村には市町村共同募金委員会が置かれていますが、その窓口（事務所）は、市町村社会福祉協議会となっています。

□連絡先 社会福祉法人 青森県共同募金会

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

017 (722) 2169

ホームページアドレス <http://www14.ocn.jp/~aokyoubou>

施設

救護施設

身体上、または精神上に障害があるために独立して日常生活を行うことができない要保護者を入所させて生活の援助を行っている施設です。

入所事務の窓口は福祉事務所です。

県総合健診センター

青森県総合健診センターは、結核、循環器、がん等疾患の予防、治療等県民の健康増進及び健康管理に必要な事業を行い、県民の保健並びに福祉の向上に寄与することを目的に各種健（検）診を行っております。

名称	所在地・電話	健（検）診項目
青森県総合健診センター	〒030-0962 青森市佃二丁目19-12 電話 017-741-2336	特定健診・定期健診 各種がん健診 他
附属あおもり人間ドックセンター	〒030-0962	人間ドック健診

	青森市佃二丁目19-12 電話 017-765-2570	
附属あおもり健康管理センター	〒030-0813 青森市松原三丁目9-39 電話 017-773-6011	協会けんぽ健診・定期健診 各種がん健診 他

詳しくは電話でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

<http://www.aomori-souken.or.jp>

□連絡先 財団法人青森県総合健診センター

〒030-0962 青森市佃二丁目19-12

TEL 017 (741) 2336 FAX 017 (741) 2386



(財)21世紀職業財団青森事務所

当財団は、女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（以下「女性労働者等」という。）の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の職業生活と家庭生活との両立のための支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用環境の整備及び女性労働者等の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与することを目的としています。

このうち、労働者の職業生活と家庭生活との両立のための支援事業においては、育児、介護、家事等に関する各種サービスについて、地域の具体的な情報を電話（017-776-2028）やインターネット（<http://www.2020net.jp>）で提供しています。

□連絡先 (財)21世紀職業財団青森事務所

〒030-0822 青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4F

017 (776) 2028 FAX 017 (776) 2025

福祉人材センター・福祉人材バンク

福祉人材センターには、都道府県福祉人材センターと中央福祉人材センターがあります。

都道府県福祉人材センターは、社会福祉法に定められる、社会福祉事業に関する啓発、社会福祉従事者の確保に関する調査研究および従事者の研修、施設経営者に対する相談援助、社会福祉に従事しようとする人に対する就業援助を行う機関で、都道府県知事の指定を受けて都道府県社会福祉協議会に設置されています。福祉人材バンクを支所として設置し、連携して事業実施にあたっています。

福祉人材バンクは、平成9年度から高齢者能力開発センターを離れ、都道府県福祉人材センターの支所として位置付けられ、市社会福祉協議会に設置されており、双方連携して社会福祉事業に関する啓発および福祉人材の確保養成事業をすすめています。青森県では弘前市・八戸市社会福祉協議会に設置されています。

中央福祉人材センターは、都道府県福祉人材センター同様社会福祉法に基づき、厚生労働大臣の指定を受け、全国社会福祉協議会に設置されています。都道府県福祉人材センターの業務に関する啓発、調査研究、連絡、指導援助、情報収集・提供および都道府県福祉人材センター従事者に対する研修を行います。

福祉人材センター・福祉人材バンクは具体的には次のような事業を進めています。

福祉人材無料職業紹介事業

福祉人材センター・福祉人材バンクの最も中心的な仕事は、福祉の仕事の斡旋事業です。

福祉の職場で働きたい方（求職者）と福祉人材を求める方（求人者）を結びつける無料職業紹介が最も中心的な仕事になります。福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の認可を得て行っています。

◎ 職業紹介の取り扱い範囲

社会福祉法人が運営する施設・事業所又は社会福祉法人以外の社会福祉事業を実施する事業所
職場／保育所、児童養護施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、精神障害者
社会復帰施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、認知症対応型共同
生活介護事業所、社会福祉協議会等

職種／介護職員、生活指導員・相談員、福祉活動専門員、介護支援専門員、訪問介護員（ホームヘルパー）、保育士、看護師、理学・作業療法士、言語聴覚士、栄養士、調理員、事務員、運転手等
※詳しくは、当センター・バンクまでお問い合わせください。

◎ 登録・情報提供、就職斡旋はすべて無料です。

社会福祉事業に従事しようとする人に対する説明会・講習会の開催

福祉の職場に就職を希望する人や、再就労を考えている人、福祉に関する情報提供を希望する人たちを対象に、福祉施設関係者等と直接面接相談の機会を設け、福祉全般の相談に応じる福祉職場相談フェアの実施や、福祉マンパワーの育成、掘り起しのために必要な福祉に関する新しい知識・技術の修得のための講習会等を開催しています。

福祉人材確保に関する調査研究事業

福祉人材の確保に関する現状や課題について、調査・分析および情報収集を行っています。

福祉人材確保に関する相談事業

福祉施設等からの人材確保、職員募集、職員処遇等の課題について個別に相談に応じるとともに、人材確保等に関する研修や情報・関連資料を提供しています。

社会福祉事業従事者等に関する養成研修事業

平成21年度から青森県社会福祉協議会生涯研修実施要綱を定め、福祉職従事者一人ひとりのキャリアアップやスキルアップを実現するため新任研修、中堅研修、指導的職員研修、経営者・管理者研修の4段階の研修を実施するとともに資格取得のための試験準備講習会等実施しています。

広報・啓発事業

福祉人材センターの概要を紹介したホームページやパンフレットで福祉の職場紹介、資格取得の手引き、求人・求職情報等を発行しています。

その他

青森県福祉・介護人材確保対策事業等として、青森県から委託、補助を受け平成23年3月末まで以下の事業を実施します。

(1) 複数事業所連携事業

在宅サービス事業所、小規模事業所等がネットワークを形成し共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材確保・育成を目的に実施します。

(2) 職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容等を直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進することを目的に実施します。

(3) 福祉・介護人材マッチング支援事業

キャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援することを目的に実施します。

(4) 社会福祉及び介護福祉士修学資金貸付事業

将来、県内において介護福祉士等としてその業務に従事しようとする者で、県内の養成施設等に在学する者に対し、修学に必要な資金を無利子で貸付けすることにより、県内における介護福祉士等の確保を図ることを目的とし実施します。

(5) 一般労働者派遣事業（養護老人ホーム等施設入所者処遇向上支援事業）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に対し臨時的に入所者処遇の補助的業務や施設雑務を行う人員を新たに派遣し、入所者処遇の向上を図るとともに県内の雇用機会拡大の一助とすることを目的に実施します。

青森県福祉人材センター・福祉人材バンク一覧

名 称	所 在 地	電 話 F A X
青森県福祉人材センター (青森県社会福祉協議会内)	〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ2階	017(777)0012 017(777)0015
弘前福祉人材バンク (弘前市社会福祉協議会内)	〒036-8063 弘前市宮園二丁目8-1 弘前市社会福祉センター2階	0172(36)1830 0172(33)1163
八戸福祉人材バンク (八戸市社会福祉協議会内)	〒039-1166 八戸市根城八丁目8-155 八戸市総合福祉会館1階	0178(47)2940 0178(47)1881

公共職業安定所（ハローワーク）

無料で職業紹介事業を行うことを主たる目的として、全国各地に配置されています。

公共職業安定所は、憲法によって保障された職業選択の自由の原則の趣旨を実質的に確保するため、できるだけ多くの職業について求人開拓に努め、求職者に対してできるだけ多くの求人口を斡旋するよう努めなければならないとされており（職安法施行規則二条）又、求人、求職の申込み、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として差別的取扱をしてはならないこととされています。（職業安定法第三条）

職業安定機関一覧

職業安定所名	所在地		電話番号	FAX番号
青森	〒030-0822	青森市中央2-10-10	017-776-1561	017-777-4937
ハローワーク ヤングプラザ	〒030-0803	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム3F	017-774-0220	017-721-1221
ハローワーク プラザあおもり	〒030-0803	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム4F	017-722-8103	017-777-9617
八戸	〒031-0071	八戸市沼館4-7-120	0178-22-8609	0178-43-5887
弘前	〒036-8502	弘前市南富田町5-1	0172-38-8609	0172-34-8937
ひろさき パートバンク	〒036-8002	弘前市駅前3-4-8 第2トモエビル2F	0172-37-8010	0172-37-8011
むつ	〒035-0063	むつ市若松町10-3	0175-22-1331	0175-23-4716
野辺地	〒039-3128	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609	0175-64-4274
五所川原	〒037-0067	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171	0173-34-7413
三沢	〒033-0012	三沢市桜町三丁目1-22	0176-53-4178	0176-52-5311
十和田(出)	〒034-0082	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1F	0176-23-5361	0176-24-2172
黒石	〒036-0383	黒石市緑町1-123	0172-53-8609	0172-53-1769
青森労働局 職業安定部	〒030-0801	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7F	017-721-2000	017-773-5372

職業安定関係機関一覧

名称	所在地	電話番号
----	-----	------

青森市高齢者職業相談室	〒030-8555	青森市中央1-22-5	青森市役所本庁舎4F	017-734-5132
弘前市高齢者職業相談室	〒036-8101	弘前市豊田1-8-1	サンライフ弘前内	0172-26-1279
三戸町地域職業相談室	〒039-0141	三戸町川守田字元木平8-1	アップルドーム2F	0179-20-0255
鯉ヶ沢町地域職業相談室	〒038-2753	鯉ヶ沢町本町209-2	鯉ヶ沢町中央公民館内	0173-72-3124

共 済 制 度

青森県民間社会福祉事業職員共済制度

民間社会福祉施設又は社会福祉を目的とする団体に勤務する職員の生活の安定と福祉の向上に資するため、加入した職員（会員）と事業主が相互に拠出した掛金により、会員に対し退会等における給付事業ならびに資金の貸付事業を実施する共済制度です。

第1種共済

・加入対象者

契約者（事業主）が運営する事業所に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、この共済の受益者とされた者

・掛 金

会員本人の掛金は本俸月額 $\frac{20}{1000}$ です。なお事業主も同額を負担することになりますので会員1人についての1カ月当りの掛金は $\frac{40}{1000}$ となります。なお、掛金の本俸月額は、200,000円を上限としております。

・退会給付事業

会員が加入期間1カ月以上で退職、退会、死亡したとき給付率表により退会給付金を給付します。

給 付 率 表

加 入 期 間	給付率	加 入 期 間	給付率
1 年 未 満	$\frac{15}{1000}$	8 年以上～10年未満	$\frac{40}{1000}$
1 年以上～2 年未満	$\frac{20}{1000}$	10 年以上～15 年未満	$\frac{45}{1000}$
2 年以上～4 年未満	$\frac{25}{1000}$	15 年以上～20 年未満	$\frac{55}{1000}$
4 年以上～6 年未満	$\frac{30}{1000}$	20 年 以 上	$\frac{60}{1000}$
6 年以上～8 年未満	$\frac{35}{1000}$		

・福利厚生事業

会員が次の項目に該当したときは、見舞金等が給付されます。

種 類	給 付 金	備 考
結 婚 祝 金	10,000円	

出産祝金	5,000円	1人
入院見舞金	3,000円	1カ月以上3カ月未満入院
	5,000円	3カ月以上6カ月未満入院
	10,000円	6カ月以上入院
災害見舞金	20,000円	全焼・全壊の場合
	10,000円	半焼・半壊の場合
死亡弔慰金	20,000円	

・貸付事業

- (1) 対象 加入後1年以上経過した会員
- (2) 貸付限度額 200万円以内
- (3) 償還期間 10年以内
- (4) 利率 年3%
- (5) 償還方法 元利金均等の月賦償還
- (6) 連帯保証人 債務を連帯する保証人1名

詳しくは県社会福祉協議会にお問い合わせください。

第2種共済

・契約対象法人

青森県民間社会福祉事業職員共済事業（第1種共済に改称）の契約が必要

・加入対象職員

青森県民間社会福祉事業職員共済事業（第1種共済に改称）の加入が必要

《加入者の定義》

契約者（事業主）が運営する事業所に勤務する有給の役職員のうち、就業規則、労働協約等によりこの共済の受益者とされた者

・掛金

- ①掛金は、年掛けで、全額事業主負担です。
- ②掛金の契約口数は、4口40,000円から14口140,000円の範囲で、職員ごとに定めることができます。
- ③この契約口数は、上記の範囲内で毎年度4月1日に変更できます。

・給付額

年数	4口の給付額	8口の給付額	14口の給付額
1年	40,400	80,800	141,400
2年	81,204	162,408	284,214
3年	122,416	244,832	428,456
4年	164,040	328,080	574,141
5年	206,081	412,161	721,282
10年	422,673	845,347	1,479,357
15年	650,315	1,300,629	2,276,101
20年	889,568	1,779,136	3,113,487

25年	1,141,025	2,282,051	3,993,588
30年	1,405,310	2,810,619	4,918,584
35年	1,683,075	3,366,150	5,890,763
40年	1,975,009	3,950,019	6,912,533

詳しくは県社会福祉協議会にお問い合わせください。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている団体であり、各市町村の社会福祉協議会、各都道府県の社会福祉協議会、中央の連合体としての全国社会福祉協議会があります。また、社会福祉協議会は、通称「社協」（しゃきょう）と呼ばれ、「ふれあいネットワーク」をキャッチフレーズに掲げ、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

社会福祉協議会の基本的な性格は、社会福祉協議会基本要項において「地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う。」と定義されています。

◎ 全国社会福祉協議会の基本的な役割

- 全国的・世界的な見地から行うことが適切な事業の実施
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 都道府県・指定都市社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

〒100-8980 東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番2号 新霞ヶ関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会（会長 斎藤十朗）

電話 03-3581-7851 FAX 03-3581-7854

◎ 都道府県・指定都市社会福祉協議会の基本的な役割

- 各市町村に通ずる広域的な見地から行うことが適切な事業の実施
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

青森県社会福祉協議会

基本理念

「住民が支えあい、だれもがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会」の実現

事業概要

I 地域福祉の推進

- ① 市町村社会福祉協議会への支援と協働

- ② ボランティア・活動の振興と関係団体等との連携・協働（110頁に掲載）
- ③ 民生委員・児童委員活動との連携・協働（130頁に掲載）
- ④ 調査・研究・提言活動の実施
- ⑤ 生活困窮者等に対する資金の貸付と支援（101頁に掲載）
- ⑥ 福祉安心電話サービス事業（130頁に掲載）
- ⑦ 一人暮らし高齢者等に対する見守り活動の推進
- ⑧ 広報、啓発活動の充実
- ⑨ 青森県社会福祉大会の開催
- ⑩ 当事者活動への支援と連携

II 利用者の利益を守る事業の推進

- ① 日常生活自立支援事業（115頁に掲載）
- ② 福祉サービス苦情解決事業（113頁に掲載）
- ③ 福祉サービス第三者評価の推進

III 福祉サービスの質の向上とサービス提供者を支援する事業の推進

- ① 介護サービス事業所の情報の公表（89頁に掲載）
- ② 社会福祉施設経営支援事業
- ③ 福利厚生事業
- ④ 福祉サービス第三者評価事業（114頁に掲載）
- ⑤ 地域密着型サービスの外部評価事業（90頁に掲載）

IV 福祉を担う人材の確保・養成

- ① 福祉人材センター事業（118頁に掲載）
- ② 社会福祉従事者及び経営者に対する研修
- ③ 介護実習・普及センター事業（68頁に掲載）

本会が窓口（事務局）となっている地域の社会福祉団体は下記のとおりです。（順不同）

- ・青森県社会福祉施設経営者協議会
- ・青森県民生委員児童委員協議会
- ・青森県ホームヘルパー連絡協議会
- ・青森県児童館連絡協議会
- ・青森県里親連合会
- ・青森県地域活動連絡協議会
- ・青森県ボランティア連絡協議会
- ・青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会

※情報提供の内容や研修内容は本会ホームページ <http://www.aosyakyō.or.jp/> をご覧ください。

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ内

社会福祉法人青森県社会福祉協議会（会長 前田 保）

電話 017-723-1391 FAX 017-723-1394

郡社会福祉協議会一覧

社協名	会長名	郵便番号	住所	電話番号
東 郡	田中 武(蓬田村社協会長)	030-1202	蓬田村大字瀬辺地字山田35-84	0174-27-2828
西 郡	東條 昭彦(鯉ヶ沢町社協会長)	038-2761	鯉ヶ沢町大字舞戸町字後屋敷9-4	0173-82-1602
中 南 郡	石澤 善成(藤崎町社協会長)	038-1214	藤崎町大字常盤字富田70-1	0172-65-2056

北 郡	加藤 久宜(中泊町社協会長)	037-0305	中泊町大字中里字宝森1-2 中泊町老人福祉センター	0173-57-4841
上北郡	北向 晃(おいらせ町社協会長)	039-2222	おいらせ町下前田158-1 地域福祉センターいきいき館	0178-52-7066
三戸郡	船水 松春(三戸町社協会長)	039-0105	南部町大字沖田面字千刈45 保健福祉センター「ぼたんの里」内	0179-34-3353
むつ下北	對馬 要藏(むつ市社協会長)	035-0073	むつ市中央1-8-1	0175-33-3023

市町村社会福祉協議会一覧

平成22年11月18日現在

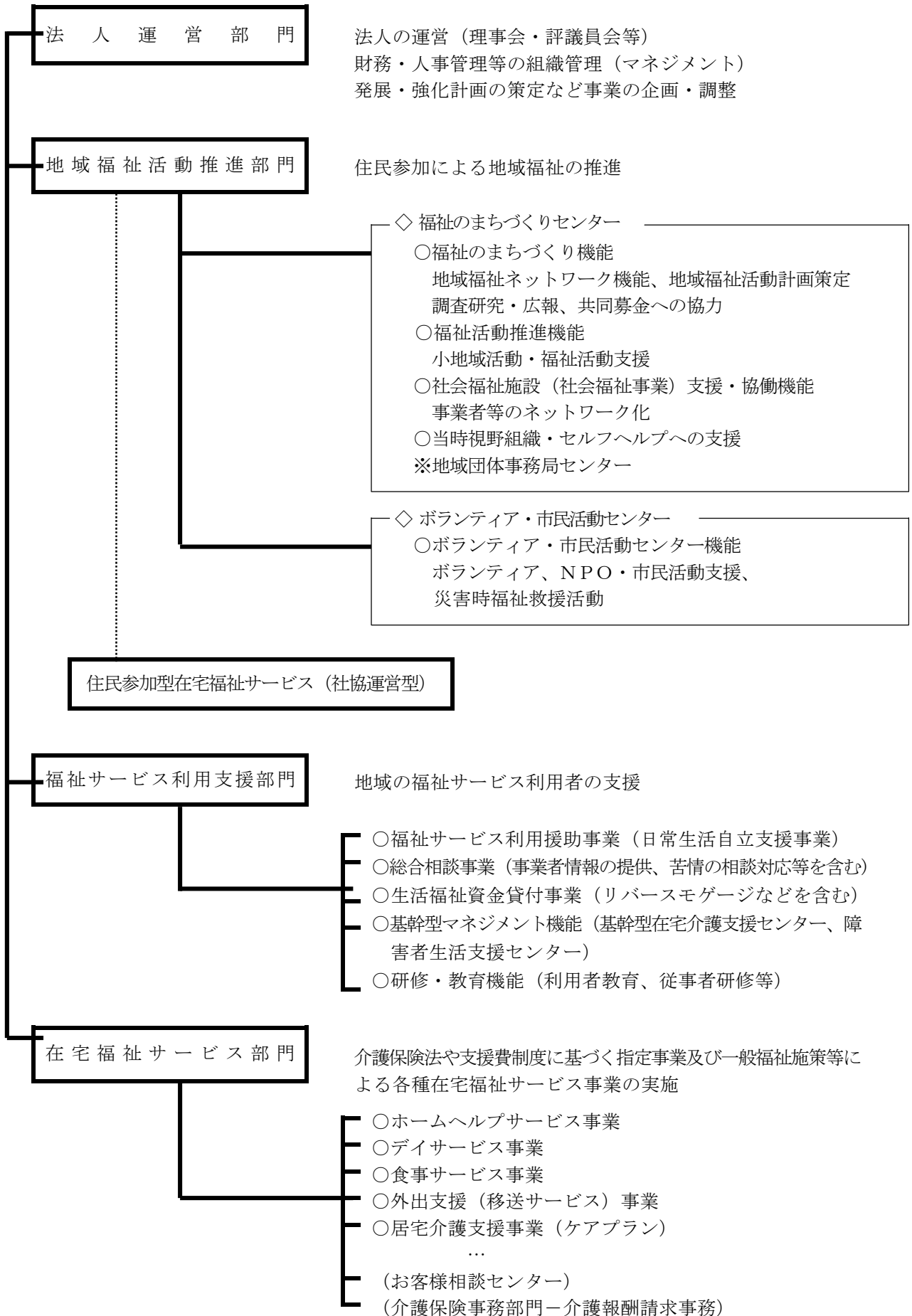
市町村社協名	社会福祉法人 許可年月日	会 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号
青森市社会福祉協議会	S39. 6. 23	前 田 保	030-0822	青森市本町4-1-3 青森市福祉増進センター内	017-723-1340 017-777-0458
浪 岡 支 部			038-1311	青森市浪岡大字浪岡字稲村274 浪岡総合保健福祉センター内	0172-62-9011 0172-62-9015
弘前市社会福祉協議会	H18. 3. 1	三 上 弘 文	036-8063	弘前市大字宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター内	0172-33-1161 0172-33-1163
岩 木 支 部			036-1313	弘前市大字賀田字大浦4-1 岩木保健福祉センター内	0172-82-2353 0172-82-3308
相 馬 支 部			036-1503	弘前市大字五所字野沢39-15 相馬老人福祉センター内	0172-84-3373 0172-84-3374
八戸市社会福祉協議会	S41. 8. 27	田 口 豊 實	039-1166	八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館内	0178-47-2940 0178-47-1881
南 郷 支 局			031-0202	八戸市南郷区島守字阿庄内15-2 南郷老人福祉センター内	0178-82-3000 0178-82-3009
黒石市社会福祉協議会	S42. 3. 1	福 士 悦 郎	036-0306	黒石市大字内町61-1 黒石市社会福祉センター内	0172-52-2674 0172-53-2756
五所川原市社会福祉協議会	S41. 3. 12	川 村 恒 儀	037-0033	五所川原市字鎌谷町502-5	0173-34-3494 0173-35-5855
金 木 支 所			037-0201	五所川原市金木町川倉七夕野426-11	0173-53-2241 0173-54-1052
市 浦 支 所			037-0401	五所川原市字相内321	0173-62-3285 0173-62-3623
十和田市社会福祉協議会	S41. 2. 23	江 渡 恵 美	034-0081	十和田市西十三番町2-25 十和田市総合福祉センター内	0176-23-2992 0176-23-3227
三沢市社会福祉協議会	S37. 7. 27	黒 田 進 二	033-0011	三沢市幸町3-11-5 三沢市総合社会福祉センター内	0176-53-3422 0176-52-4545
むつ市社会福祉協議会	S42. 12. 22	對 馬 要 藏	035-0073	むつ市中央1-8-1	0175-33-3023 0175-23-5093
川 内 支 所		對 馬 要 藏	039-5201	むつ市川内町川内477	0175-42-2002 0175-42-2031
大 畑 支 所			039-4401	むつ市大畑町字観音堂25-1 むつ市総合福祉センターふれあいかん内	0175-34-3537 0175-34-3565
脇 野 沢 支 所			039-5331	むつ市脇野沢渡向107-1	0175-44-2111 0175-44-2115
つがる市社会福祉協議会	H17. 3. 1	福 島 弘 芳	038-3138	つがる市木造若緑52 つがる市木造地域福祉センターかつこの館内	0173-42-4660 0173-42-4686
森 田 支 所			038-2816	つがる市森田町森田月見野277-3 つがる市森田保健福祉センターあーすとぴあ内	0173-26-3836 0173-26-3836
柏 支 所			038-3104	つがる市柏桑野木田字若宮258-1 つがる市柏老人福祉センター内	0173-25-2468 0173-25-2469
稲 垣 支 所			037-0104	つがる市稲垣町豊川字宮川136-1 つがる市稲垣在宅介護センター内	0173-46-3049 0173-46-3063
車 力 支 所			038-3303	つがる市車力町花林48 つがる市車力老人福祉センター内	0173-56-3051 0173-56-4201
平川市社会福祉協議会	H18. 4. 3	外 川 三 千 雄	036-0104	平川市柏木町藤山16-1 平川市健康センター内	0172-44-5937 0172-44-4574

尾 上 支 所			036-0242	平川市猿賀南田96-3 平川市尾上地域福祉センター内	0172-57-5311 0172-57-5313
碓 ヶ 関 支 所			038-0101	平川市碓ヶ関三笠山120-1 平川市碓ヶ関地域福祉保健センターハッピーハウス内	0172-45-2725 0172-45-2782
平内町社会福祉協議会	S41. 9. 22	後 藤 秀次郎	039-3321	東津軽郡平内町小湊字小湊83-2	017-755-3956 017-755-4107
外ヶ浜町社会福祉協議会	H17. 12. 1	若 佐 若 春	030-1342	東津軽郡外ヶ浜町平館字野田鳴川208-1 高齢者生活福祉センターやすらぎの郷内	0174-25-2780 0174-25-2782

市町村社協名	社会福祉法人 許可年月日	会 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号
平 館 支 所			030-1412	東津軽郡外ヶ浜町平館字野田鳴川208-1 高齢者生活福祉センターやすらぎの郷内	0174-25-2780 0174-25-2782
蟹 田 支 所			030-1303	東津軽郡外ヶ浜町蟹田60 外ヶ浜町蟹田公民館内	0174-22-2250 0174-22-2252
三 、 支 所			030-1731	東津軽郡外ヶ浜町三、本町138 外ヶ浜町三、公民館内	0174-37-3360 0174-37-3360
今別町社会福祉協議会	S55. 12. 22	太 田 邦 彦	030-1502	東津軽郡今別町大字今別字中沢165-12 今別町開発センター内	0174-35-3081 0174-35-3081
蓬田村社会福祉協議会	S57. 12. 24	田 中 武	030-1202	東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田35-84 蓬田村いきいき交流館内	0174-27-2828 0174-27-2830
鯨ヶ沢町社会福祉協議会	S41. 2. 25	東 條 昭 彦	038-2761	西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鯨ヶ沢町総合保健福祉センター内	0173-82-1602 0173-72-5804
深浦町社会福祉協議会	H17. 4. 1	工 藤 光 男	038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢34-1 深浦町フィットネスプラザ「ゆとり」内	0173-74-3111 0173-74-4488
西目屋村社会福祉協議会	H2. 11. 2	松 嶋 良 栄	036-1411	中津軽郡西目屋村大字田代字福元144 西目屋村役場庁舎内	0172-85-2255 0172-85-2265
藤崎町社会福祉協議会	H17. 7. 1	石 澤 善 成	038-1214	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田70-1	0172-65-2056 0172-69-5262
大鰐町社会福祉協議会	S56. 3. 31	藤 田 重之丞	038-0212	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田37-6 大鰐町総合福祉センター内	0172-47-5151 0172-47-5153
田舎館村社会福祉協議会	S55. 1. 11	白 戸 哲 夫	038-1122	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206-1	0172-43-8111 0172-58-3675
板柳町社会福祉協議会	S53. 2. 25	竹 内 照 明	038-3661	北津軽郡板柳町大字福野田字実田11-7 板柳町公民館内	0172-72-1161 0172-72-1170
中泊町社会福祉協議会	H17. 4. 1	加 藤 久 宜	037-0305	北津軽郡中泊町大字中里字宝森1-2 中泊町老人福祉センター内	0173-57-4841 0173-57-4841
小 泊 支 所			037-0512	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間25 中泊町高齢者生活福祉センター内	0173-64-2905 0173-64-3683
鶴田町社会福祉協議会	S43. 3. 25	中 野 撃 司	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193 鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」内	0173-22-3394 0173-22-6322
野辺地町社会福祉協議会	S47. 7. 4	稲 垣 鈴 夫	039-3164	上北郡野辺地町字前田1-7 野辺地町老人福祉センター内	0175-64-0401 0175-64-4442
七戸町社会福祉協議会	S56. 11. 26	立 崎 義 行	039-2505	上北郡七戸町字立野頭139-1 七戸町総合福祉センターゆうずらんど内	0176-62-6790 0176-62-3628
おいらせ町社会福祉協議会	H18. 4. 1	北 向 晃	039-2222	上北郡おいらせ町下前田158-1 いきいき館内	0178-52-7066 0178-50-1602
六戸町社会福祉協議会	S63. 12. 14	田 中 孝 雄	039-2371	上北郡六戸町大字大落瀬字柴山3-9 六戸町老人福祉センター内	0176-55-2943 0176-55-2947
横浜町社会福祉協議会	S60. 12. 8	木 村 勉	039-4141	上北郡横浜町字三保野57-8 横浜町老人福祉センター内	0175-78-2067 0175-78-2465
東北町社会福祉協議会	H17. 9. 30	蛭 名 保 文	039-2661	上北郡東北町字上笹橋45-10 東北町老人福祉センター内	0175-63-2717 0175-65-5850
上 北 支 所			039-2401	上北郡東北町大字上野字上野191-1	0176-56-5552 0176-56-5552
六ヶ所村社会福祉協議会	S51. 9. 17	山 口 成 明	039-3214	上北郡六ヶ所村平沼字二階坂92-7 六ヶ所村老人福祉センター内	0175-75-3000 0175-75-2292
大間町社会福祉協議会	H4. 3. 30	中 島 隆	039-4601	下北郡大間町大間字寺道16	0175-37-4558 0175-37-4772
東通村社会福祉協議会	H5. 3. 2	南 川 定 一	039-4222	下北郡東通村砂子又字里17-2	0175-28-5115 0175-48-2330
風間浦村社会福祉協議会	H5. 3. 30	中 津 義 悦	039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目11-2 風間浦村総合福祉センター「げんきかん」内	0175-32-6837 0175-35-2243
佐井村社会福祉協議会	H3. 3. 20	中 村 寿 蔵	039-4711	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目39-12 佐井村高齢者生活福祉センター内	0175-38-4181 0175-38-2383

市町村社協名	社会福祉法人 許可年月日	会 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号
三戸町社会福祉協議会	S42. 3. 6	船 水 松 春	039-0132	三戸郡三戸町大字在府小路町17 総合福祉センターふくじゅそう内	0179-22-0262 0179-23-4146
五戸町社会福祉協議会	S44. 8. 8	鳥谷部 志 郎	039-1511	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ36 五戸町社会福祉センター内	0178-62-2547 0178-62-3642
田子町社会福祉協議会	S54. 10. 5	北 村 護	039-0201	三戸郡田子町大字田子字前田2-1 「せせらぎの郷」2F	0179-32-4045 0179-32-4085
南部町社会福祉協議会	H18. 3. 1	川 村 綾 子	039-0503	三戸郡南部町大字平字広場28-1 南部町名川老人福祉センター内	0178-76-2662 0178-60-7060
南 部 支 部			039-0105	三戸郡南部町大字沖田面字千苺45 南部町保健福祉センター「ぼたんの里」内	0179-34-3353 0179-34-3427
福 地 支 部			039-0815	三戸郡南部町大字福田字縮先25-1 南部町総合保健福祉センター「ゆとりあ」内	0178-84-3502 0178-84-3502
階上町社会福祉協議会	S53. 12. 22	松 橋 竹 子	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-182 ハートフルプラザ・はしかみ内	0178-88-3067 0178-88-3069
新郷村社会福祉協議会	S62. 6. 2	田 島 英 男	039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下17-1 新郷村総合福祉センター内	0178-78-3456 0178-61-7575

市区町村社協の業務体制モデル（市町村社協経営指針：H15年度全社協より）



福祉安心電話サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象にして、病気等緊急事態の際の通報連絡に対応するシステムと、日常生活上の悩みや心配ごとなどの相談に対応するシステムをセットにした制度です。加入する場合、既存の電話に緊急通報装置を接続して行うもので、緊急通報はすべて県社会福祉協議会の中央センターへ、相談連絡はそれぞれの市町村社会福祉協議会につながります。

平成22年3月31日現在で、3,332の方が設置加入しています。

□連絡先 青森県社会福祉協議会

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ 017(723)1391

ほのぼのコミュニティ21推進事業

市町村社会福祉協議会が取り組んでいる事業の一つで、住民参加による地域福祉活動を総合的に推進するために地域福祉推進員を配置し、在宅の一人暮らし老人や寝たきり老人、障害者等の見守り支援ネットワークの構築とともに、21世紀を担う人材を地域の中で育成することを目的として誰もが共に支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉社会の実現に向けて取り組んでいる事業です。

この事業は、県単独の補助事業で、平成17年度の実施状況は次のとおりです。

平成19年度の実施状況

ほのぼの交流協力員事業	36か所
子どもほのぼの交流員事業	16か所
ボランティア活動促進事業	36か所

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって人格識見高く、広く社会の実情に通じかつ社会福祉の増進に熱意のある人が厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって自立・支援・相談等を行って地域福祉の増進に努めており、児童福祉法による児童委員も兼ねています。また、平成6年1月1日には児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置されました。主任児童委員は、身分としては民生委員・児童委員ですが、地区を担当せず、児童福祉関係機関と地区を担当する児童委員との連絡・調整等を行います。本県の民生委員・児童委員の定数は、主任児童委員297人を含め、平成22年4月1日現在3,414人であり、任期は3年です。

民生委員協議会

◎ 任 務

- ・民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- ・民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- ・民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- ・必要な資料及び情報を集めること。
- ・民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- ・その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

◎ 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

◎ 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

◎ 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

福 祉 の 仕 事 (資 格)

社会福祉主事

社会福祉主事は、福祉事務所等の行政機関において、社会福祉各法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定められている援護、育成、更生の措置に関する業務を行っています。

また養護老人ホームなどの各社会福祉施設において、施設長や生活相談員として入所者やその家族に対する生活援助等の業務を行っています。

なお、社会福祉主事の資格を得るためには、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了することが必要です。

社会福祉士

・職 務 内 容

社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。社会福祉施設等において、専門的知識と技術をもって高齢者や障害者等の相談に応じ、福祉に関する助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡や調整等の援助を行うことを業務としています。

なお、社会福祉士となるためには、4年制大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した方または、養成施設を卒業した方が、社会福祉士試験に合格し社会福祉士として登録を受ける必要があります。

介護支援専門員

要介護者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、サービス計画の作成、市町村・サービス事業者等と連絡調整を行うのが介護支援専門員（ケアマネージャー）です。

介護支援専門員となるためには、介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し、介護支援専門員登録名簿に登録されることが必要です。

試験は、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士等の保健医療福祉サービスの従事者で、一定の実務経験を持つ人が受講できます。

介護福祉士

・職務内容

社会福祉士及び介護福祉士法による福祉専門職。社会福祉施設、居宅等において専門的知識と技術をもって高齢者や障害者等に対する心身の状況に応じた入浴、排せつ、食事等の介護及びその指導を行うことを業務としています。

なお、介護福祉士となるためには、介護等の実務に3年以上従事し、介護福祉士試験に合格した方または高校卒業以上で養成施設を卒業した方が、介護福祉士として登録を受ける必要があります。

ホームヘルパー

心身に障害がある方や高齢者などの家庭を訪問して、生活援助や入浴・排せつ・食事等の介護を行うのがホームヘルパー（訪問介護員）です。

ホームヘルパーとなるためには、都道府県知事や都道府県知事が指定した養成研修事業者が開催する研修を修了し、その証明書の交付を受けることが必要です。

養成研修は、研修の目的・内容・時間等に応じて1級課程から3級課程に分かれており、1級課程は2級課程修了者が対象ですが、2級課程・3級課程は直接受講できます。

作業療法士

医師の診療の補助として、身体又は精神に障害のある人に対して、手芸、工作その他の作業を行わせることにより、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を促します。

病院・診療所等の機能訓練室、保健センターなどの職場で活躍しています。

視能訓練士

医師の診療の補助として、弱視、斜視などの両眼視機能に障害のある人に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行い、この他、視能訓練士は、眼科に係る検査を行うことができます。

病院、診療所で活躍しています。

看護師

看護師は、傷病者やじょく婦に対する療養上の世話、診療の補助を行い、准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、看護師と同様の業務を行います。

平成20年12月31日現在、看護師10,701人、准看護師6,254人で、病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等で勤務しております。

保健師

住民の身近なところで、病気の予防や早期発見、正しい療養の仕方、健康に関する知識の普及等健康づくりへの援助を行います。

本県には、589人〔事業所・病院等119人（平成20年12月現在）、県73人、市町村397人（平成22年4月1日現在）〕の保健師が地域県民局地域健康福祉部・精神保健福祉センター、市町村、事業所等に配置されています。

理学療法士

医師の診療の補助として、身体に障害のある者に対し、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、主としてその基本的な動作能力の回復を促します。

病院・診療所等の機能訓練室、保健センターなどの職場で活躍しています。

臨床心理士

臨床心理士は国家資格ではなく、心理学を専攻する大学院修士課程修了後1年以上の心理臨床経験を有する者が、資格審査（筆記・口述試験）に合格した場合に、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格です。

大学の学生相談室、私立高校や公立中学校等のスクールカウンセラー、病院の臨床心理室や精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の児童福祉施設などの職場で活躍しています。

精神保健福祉士

精神保健福祉士は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的地域及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

平成10年4月から精神保健福祉士の資格制度が創設されています。

保 育 士

地域の子育て支援の中核を担う専門職として、児童福祉施設等において専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とするもので、保育士養成施設を卒業すること、または都道府県が実施する保育士試験に合格することのいずれかによって資格を取得することができます。

児童福祉法の改正により、これまでの任用資格から、都道府県に登録し保育士証の交付を受けて初めて「保育士」として業務を行うことができる名称独占資格として法定化されました。

栄 養 士 ・ 管 理 栄 養 士

栄養士は、都道府県知事の免許を受け、施設における給食管理や施設利用者の栄養指導、地域住民の健康づくりに向けた食生活改善指導を行います。

本県では、平成21年4月1日現在、10,429人に対して栄養士免許を発行しております。

管理栄養士は、厚生労働省の免許を受け、病院等において病気の改善に向け、個人の身体状況や栄養状況等に応じた高度な栄養指導を行ったり、特定多数人の施設において、利用者の身体状況や栄養状況等に応じた特別の配慮が必要な給食管理を行います。また、これら施設に対する栄養改善上必要な指導を、保健所の管理栄養士が行っています。

本県は、現在、各保健所ごとに1～2名の管理栄養士を配置しております。

調 理 師

都道府県知事の免許を受け、飲食店や給食施設等で調理の業務を行います。

本県では、平成21年4月1日現在、40,859人に対して調理師免許を発行しております。

言 語 聴 覚 士

病気の後遺症や先天的な障害のため、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行います。

手 話 通 訳 士

聴覚障害者と健聴者との意思疎通を手話を用いて橋渡しします。

平成元年度から、厚生労働大臣の公認資格となりました。

免許取得のために、手話通訳技能認定試験に合格する必要があります。

義 肢 装 具 士

医師の指示の下に、義肢装具の装着部位の採型、制作、身体への適合（義肢装具の制作適合等）を行います。

この免許取得の為には、全国に5校ある専門学校にて専門知識を学び、卒業時に国家試験に合格する必要

があります。